

作成日：2000年 1月 28日

改訂日：2016年 7月 1日

安 全 デ ー タ シ ー ト

1. 製品及び会社情報

製品の名称：ショーボンド NS-Uプライマー
 会社名：ショーボンドマテリアル株式会社
 住所：埼玉県川越市芳野台2-8-10
 担当部門：品質保証課
 電話番号：049(225)5611 F A X : 049(225)5616
 緊急連絡先：品質保証課 電話番号：049(225)5611
 整理番号：NS-Uプライマー-04

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | | |
|------------|------------------|-------------------------------|
| 物理化学的危険性： | 引火性液体 | 区分2 |
| 健康に対する有害性： | 急性毒性(経口) | 区分外 |
| | 急性毒性(経皮) | 区分外 |
| | 急性毒性(吸入:蒸気) | 区分外 |
| | 皮膚腐食性/刺激性 | 区分2 |
| | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分2A |
| | 呼吸器感作性 | 区分1 |
| | 皮膚感作性 | 区分1 |
| | 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| | 発がん性 | 区分2 |
| | 生殖毒性 | 区分1B |
| | 標的臓器/全身毒性(単回暴露) | 区分1 (呼吸器系、肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系) |
| | 標的臓器/全身毒性(反復暴露) | 区分1 (呼吸器、神経系) |
| | 吸引性呼吸器有害性 | 分類できない |
| 環境に対する有害性： | 水生環境急性有害性 | 区分2 |
| | 水生環境慢性有害性 | 区分3 |

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 危険

危険有害性情報： 引火性の高い液体および蒸気
 吸入すると有害
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ
 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い
 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
 呼吸器系、肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害
 長期または反復暴露による呼吸器、神経系の障害
 水生生物に毒性
 長期的影響により水生生物に有害
 眼、皮ふに触れたり、飲み込んだり吸い込んだりすると有害。

注意書き

- 予防策： 環境に放出しない様に注意して取り扱うこと。
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 呼吸用保護具を着用すること。
 取扱中は、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡(ゴーグル型)、保護手袋、
 保護マスク、保護衣などの適切な個人用保護具を着用すること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- 対 応： 吸入した場合は、被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休
 息させ、医師の診断／手当てを受けさせること。
 呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断／手当てを受けること。
 飲み込んだ場合は、口をすすぎ、医師の診断／手当てを受けること。
 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗い、医師の診断／手当てを受けること。
 皮膚または髪に付着した時は多量の水と石鹸で洗い、衣類が汚染された時は直
 ちに全てを取り除くこと。
 皮膚刺激が生じた時は、医師の診断／手当てを受けること。
 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、廃棄すること。
 暴露または暴露の懸念がある時は、医師の診断／手当てを受けること。
 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
- 保 管： 容器を密閉し、直射日光を避け、熱源から離れた換気の良い場所で、施錠して
 保管すること。
- 廃 棄： 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、
 業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 混合物

| 化学名又は一般名 (成分) | 化審法 | CAS No. | 濃度又は 濃度範囲 (含有量%) | P R T R 法 | 労働安全衛生法 通知物質57条2 |
|------------------------------|-------|-----------|------------------------|------------|---------------------|
| 酢酸エチル | 2-731 | 141-78-6 | 25～35 | 該当しない | 政令番号177 |
| ポリイソシアネートプレポリマー | 登録済み | 登録済み | 25～35 | 該当しない | 該当しない |
| キシレン | 3-3 | 1330-20-7 | 10～20 | 第1種No. 80 | 政令番号136 |
| エチルベンゼン | 3-28 | 100-41-4 | 10～20 | 第1種No. 40 | 政令番号70 |
| メチルビス(4,1-フェニル)ジイソシアネート(MDI) | 4-118 | 101-68-8 | 5～10 | 第1種No. 448 | 政令番号599 |

4. 応急措置

- 眼に入った場合： 負傷者を新鮮な空気のある場所に移動し、休息させる。
嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。
水でうがいをする。
- 皮膚に付着した場合： すべての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。
皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹼水で洗う。
- 吸入した場合： 直ちに清浄な水で5分間以上洗い流す。
眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。
眼球を傷つける可能性があるのでこすらない。
- 飲み込んだ場合： 嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。
事故の場合または気分が悪いときは、直ちに医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合は、直ちに医師の診断を受け、この容器に記載された注意事項やラベル、SDSを示す。
飲み込んだ場合は、水で口内を洗う(その人の意識がある場合のみ)。
- 応急措置をする者の保護： 救急者は、保護具を着用する(曝露防止措置の注意事項を参照)。
医師に対する特別注意事項 直ちに医師の診断を受け、この容器のラベルに記載された注意事項又はSDSを示す。

5. 火災時の措置

- 消火剤： 泡、二酸化炭素、粉末。
- 使ってはならない消火剤： 棒状水
- 特有の消火方法： 周辺火災の場合：移動不可能な場合、容器、梱包及び周辺に散水し冷却する。
着火した場合：火元(燃焼源)を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火。
- 消火を行う者の保護： 消火作業の際は、必ず耐熱性着衣などを着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項： 作業者は保護具(曝露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、風上で作業する。
屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。
漏出した場所の周辺にはロープを張る等して、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 環境に対する注意事項： 漏出物が河川、水路等公共水路に流れ込むのを防止する。
- 回収・中和： 回収物は空気中の水分と反応するので回収容器は密閉しない。
漏出液を密閉可能な容器にできる限り集める。
残留液は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。
回収するときは、火花のでない器具を用いて回収する。
- 廃棄： 回収した漏出物は廃棄上の注意に従って廃棄する。
- 封じ込み及び浄化の方法・機材： 拡散を防止し、流出物をすくい取るか、又は、ウェス等を使用して空容器に回収する。
- 二次災害の防止策： 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。火気厳禁。
漏出した場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。
万一、河川公共水路等流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い： 容器は注意して取扱い、開ける。
使用時には飲食しない。
皮膚との接触を避ける。
眼との接触を避ける。

| | |
|--------------------|--|
| <p>技術的対策:</p> | <p>眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。 すべての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。 皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹼水で洗う。 加熱すると爆発の恐れがある。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 電気機器類は、防爆型(安全増型)のものを用いる。 換気のよい区域でのみ使用する。 取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。 作業中のコンタクトレンズの着用は好ましくない。 眼/顔面用の保護具を着用する。 適当な保護衣および眼/顔面用の保護具を着用する。 取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行う。</p> |
| <p>局所排気・全体換気:</p> | <p>[8. ばく露防止及び保護措置]に記載の局所排気、全体換気を行なうこと。</p> |
| <p>安全な取扱い注意事項:</p> | <p>液がこぼれた場合、水/炭酸ナトリウム/液体洗剤(90~95/5~10/0.2~2)を散布した後、処理する。 取扱いは換気のよい場所で行う。 局所排気装置の設置された場所で作業する。 環境へ放出してはならない。</p> |
| <p>接触回避:</p> | <p>「10.安定性及び反応性」を参照。</p> |
| <p>保管:</p> | |
| <p>技術的対策:</p> | <p>法規に従って、耐火構造、危険物施設に保管する。</p> |
| <p>保管条件:</p> | <p>容器を換気のよい場所で保管する。 冷所で保管する。 環境汚染を避けるために適切な容器を使用する。 熱から離して保管する。 着火源から離して保管するー禁煙。 容器を密閉して保管する。</p> |
| <p>混触禁止物質:</p> | <p>消防法危険物 1, 6 類と混載してはならない。</p> |
| <p>容器包装材料:</p> | <p>金属製で密閉可能な容器。</p> |

8. 暴露防止及び保護措置

| | |
|-------------|---|
| <p>設備対策</p> | <p>密閉された装置、機器または局所排気装置を使用して取扱う。 取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。</p> |
|-------------|---|

許容濃度

| | |
|------------------------|---|
| <p>管理濃度:</p> | <p>酢酸エチル 200ppm キシレン 50ppm</p> |
| <p>許容濃度: 日本産業衛生学会:</p> | <p>酢酸エチル 200ppm 720mg/m3 エチルベンゼン 50ppm 217mg/m3 キシレン 100ppm 430mg/m3(産衛学会) メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート(MDI) 0.05mg/m3(産衛学会)</p> |
| <p>ACGIH:</p> | <p>酢酸エチル TWA 400ppm,(ACGIH) エチルベンゼン TWA 100ppm ,STEL 125ppm,(ACGIH) キシレン TWA 100ppm ,STEL 150ppm,(ACGIH) メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート(MDI) TWA 0.005ppm,(ACGIH)</p> |

保護具

| | |
|-----------------|--|
| <p>呼吸器の保護具:</p> | <p>有機溶剤用マスク。 本製品を多量に使用する場合、または密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。</p> |
|-----------------|--|

手の保護具： 不浸透性帯電防止手袋。
 眼の保護具： 保護眼鏡(ゴーグル型)または保護面(防災面)。
 皮膚及び身体の保護具： 帯電防止性能を有する、長袖の保護衣及び安全靴を推奨する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状等： 液体
 色： 茶色
 臭い： 特異臭
 pH： データなし
 融点・凝固点： データなし
 沸点、初留点及び沸騰範囲： データなし
 引火点： 9℃ 以上
 燃焼または爆発範囲： データなし
 蒸気圧： データなし
 蒸気密度： データなし
 比重： 0.9～1.0 g/cm³
 溶解度： 水に不溶。
 オクタノール／水分配係数： データなし
 自然発火温度： データなし
 分解温度： データなし
 その他情報： エステル、ケトン、芳香族系炭化水素に可溶。

10. 安定性及び反応性

安定性： 密閉状態では安定である。
 反応性： 水、アミン等の活性水素を有する化合物と容易に反応する。
 水と反応し炭酸ガスが発生し容器を破裂させることがある。
 避けるべき条件： 水、アミン化合物の混入。
 混触危険物質： 消防法危険物 1， 6 類と混載してはならない。
 危険有害な分解性生物： 知見なし

11. 有害性情報

酢酸エチルとして

| | | | | |
|-------|--------|-------|------------|------------------------|
| 急性毒性： | ◇吸入毒性 | マウス | LCLo | 31g/m ³ /2H |
| | | ラット | LCLo | 1,600ppm/8H |
| | | モルモット | LCLo | 77g/m ³ /1H |
| | | ヒト | TCLo | 400ppm |
| | ◇経口毒性 | マウス | LD50 | 4,100mg/kg |
| | | ラット | LD50 | 5,620mg/kg |
| | | ラビット | LD50 | 4,935mg/kg |
| | | モルモット | LD50 | 5,500mg/kg |
| | ◇腹腔内注射 | マウス | LD50 | 709mg/kg |
| | ◇皮下注射 | ラット | LDLo | 5,000mg/kg |
| モルモット | | LD50 | 3,000mg/kg | |

エチルベンゼンとして

| | | | | |
|-------|-------|-------|------|------------------------|
| 急性毒性： | ◇吸入毒性 | マウス | LCLo | 50g/m ³ /2H |
| | | ラット | LCLo | 4,000ppm/4H |
| | | モルモット | LCLo | 10,000ppm |
| | | ヒト | TCLo | 100ppm/8H |
| | ◇経口毒性 | ラット | LD50 | 3,500mg/kg |
| | ◇経皮毒性 | ラビット | LD50 | 17,800mg/kg |

| | | | | |
|---------------------------------------|--|------|----------|------------------------------|
| | ◇腹腔内注射 | マウス | LD50 | 2,272mg/kg |
| | ◇刺激性(皮膚) | ラビット | 15mg/24H | Open;MILD |
| 発がん性: | 参考データ(IARC、がん原性) 2B:人に対して発がん性があるかも知れない 10~20% | | | |
| キシレンとして | | | | |
| 急性毒性: | ◇経口毒性 | ラット | LD50 | 4,300mg/kg |
| | ◇経皮毒性 | ラビット | LD50 | 1,700mg/kg |
| | ◇吸入毒性 | ラット | LD50 | 5,000ppm/4h |
| メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート(MDI)として | | | | |
| 急性毒性: | ◇経口毒性 | ラット | LD50 | 9,200mg/kg |
| | ◇吸入毒性 | ラット | LD50 | 370~490mg/m ³ /4H |

12. 環境影響情報

製品として

生体蓄積性: 情報なし

酢酸エチルとして

生体蓄積性: コイ 40ppm以上 (TLm48)
金魚 LC50 270/333mg/L

エチルベンゼンとして

生体蓄積性: 魚介類 10~100ppm (TLm96)

純キシレンとして

生体蓄積性: コイ 56ppm (TLm48)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物: 本製品はPRTR法第一種指定化学物質を含有する。
本製品は環境中に放出してはならない。
この製品は排水溝中に空けてはならない。

内部処理の場合: 法令に従って、残余廃棄物、製品の包装材を廃棄処理する。
法的規制に適合した設備と方法で焼却処理を行う。
焼却条件によっては有毒ガスが発生する可能性があるため、
除害装置のある焼却炉の使用を推奨する。

外部委託処理の場合: 産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、廃棄物の内容を明確にして、
処理を委託する。

14. 輸送上の注意

注意事項

保護具、消火器を携帯する。
必要であれば、イエローカードを携帯する。
梱包や袋が破れないように丁寧に取扱う。
容器に漏れないことを確認し、落下、転倒、破損がないように積載し、荷崩れ防止を確実にを行う。

国内規制

陸上輸送: 消防法(危険物第四類第一石油類)の基準に従い積載・運搬を行う。
容器: 危険物の規制に関する規則別表第3の2および第3の4。
容器表示: イ. 第四類第一石油類、危険等級II、化学物質名、非水溶性。
ロ. 数量、品名、火気厳禁。
積載方法: 運搬時の積み重ね高さ3m以下。
混載禁止: イ. 第一類、第六類の危険物。
ロ. 高圧ガス。
本製品は道路法施行令第19条の12(通行禁止物質)または、
第19条の13(通行制限物質)に該当する場合があります。

海上輸送: 船舶安全法: 危規則第2, 3条危険物告示別表第1引火性液体類の基準に従い積載、運送する。
 航空輸送: 航空法: 施行規則第194条危険物告示別表第1引火性液体の基準に従い積載、運送する。航空法の基準に従い積載・運送を行う。
 国連分類: クラス3 引火性液体
 国連番号: 1866

15. 適用法令

消防法: 第4類第1石油類(非水溶性)
 毒物及び劇物取締法 : 該当しない
 労働安全衛生法 通知物質57条2(通知対象物):
 酢酸エチル (政令番号177)
 メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソ (政令番号599)
 キシレン (政令番号136)
 エチルベンゼン (政令番号70)
 施行令第18条 名称を表示すべき有害物:
 酢酸エチル (政令番号9-8)
 キシレン (政令番号7-2)
 有機溶剤中毒予防規則: 酢酸エチル 第二種有機溶剤等
 キシレン 第二種有機溶剤等
 化学物質管理促進法: 酢酸エチル 該当しない
 メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート 第1種指定化学物質(政令番号448)
 キシレン 第1種指定化学物質(政令番号80)
 エチルベンゼン 第1種指定化学物質(政令番号53)
 化審法: 酢酸エチル 該当しない
 メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソ 第2種監視化学物質(No.998)
 エチルベンゼン 第2種監視化学物質(政令番号1066)

労働基準局長通達S51. 6. 23基発第477号
 「エポキシ樹脂の硬化剤による健康障害の防止について」: イソシアネート

16. その他の情報

注意事項:

本データは、工業的な一般的取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものです。必ずしも充分とはいえないので取扱いには充分注意して下さい。
 新たな情報を入手した場合は、追加または改訂されることがあります。
 本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場の表示及び安全データシート(SDS): JIS Z 7253:2012)
- 2) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 3) 原材料/製品メーカーSDS